

愛知県の最低賃金

令和7年改正版

地域別最低賃金（愛知県最低賃金）

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべてのの方々に適用されます

令和7年
10月18日から

時間額

1,140 円

前年比

63 円
UP



特定最低賃金

下記の産業で働く方々には、特定最低賃金が適用されます。

- 製鉄業
- 製鋼・製鋼圧延業
- 鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

令和7年12月16日から
時間額

1,175 円

前年比

64 円
UP



- 輸送用機械器具製造業

建設用ショベルトラック製造業を含む。
船舶製造・修理業、船用機関製造業及び
自転車・同部分品製造業を除く。

令和7年12月16日から
時間額

1,146 円

前年比

65 円
UP



最低賃金は、働く人と雇う人のためのルールです！

最低賃金は、
どういうもの……？
適用される労働者は……？
対象となる賃金は……？
チェック方法は……？
どのように決まるの……？



最 低 賃 金
特 設 サ イ ト



※最低賃金に関
する情報が
幅広くまとめ
られています



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

愛知労働局

労働基準監督署
ハローワーク